

2024年度版 運行管理者基礎講習用テキスト 法令集貨物編 正誤表

	(誤)	(正)
52ページ	<p>第9条の5（運転者等台帳） 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第1号から第8号までに掲げる事項を記載し、かつ、第9号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。</p>	<p>第9条の5（運転者等台帳） 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第1号から第9号までに掲げる事項を記載し、かつ、第10号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない</p>